

●香川県告示第311号

平成16年香川県告示第298号（漁業災害補償法の規定による漁業共済加入区の設定）の一部を次のように改正し、平成19年5月22日から施行する。

平成19年5月22日

香川県知事 真鍋武紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
小割り式3年魚たい養殖業			小割り式3年魚たい養殖業		
加入区の名称	区	域	加入区の名称	区	域
略			略		
<u>3年魚たい</u> <u>第872加入区</u>	区第902号漁業権の漁場の区域のうち、点イニを結ぶ線上点ニから点イの方向へ170メートルのところを点aとし（以下同じ。）、点ロイを結ぶ線の中間点を点bとし（以下同じ。）、点ハニを結ぶ線の中間点を点cとし（以下同じ。）、点bcを結ぶ線上点cから点bの方向へ30メートルのところを点dとし（以下同じ。）、60メートルのところを点eとし（以下同じ。）、170メートルのところを点fとし（以下同じ。）、点ロハを結ぶ線上点ハから点ロの方向へ30メートルのところを点gとし（以下同じ。）、60メートルのところを点hとし（以下同じ。）、点gdを結ぶ線上点gから点dの方向へ30メートルのところを点iとし（以下同じ。）、点heを結ぶ線上点hから点eの方向へ30メートルのところを点jとし（以下同じ。）、イa、af、fe、ej、ji、id、dc、ch、ロハ、ロイの10直線に囲まれた区域	<u>3年魚たい</u> <u>第871加入区</u>	区第902号漁業権の漁場の区域		
<u>3年魚たい</u> <u>第873加入区</u>	区第902号漁業権の漁場の区域のうち、a三、ニc、cd、di、ij、je、ef、faの8直線に囲まれた区域		略		
略			略		
小割り式ふぐ養殖業			小割り式ふぐ養殖業		
加入区の名称	区	域	加入区の名称	区	域
略			略		

ふぐ
第886加入区

区第902号漁業権の漁場の区域のうち、点イニを結ぶ線上点ニから点イの方向へ170メートルのところを点aとし（以下同じ。）、点ロイを結ぶ線の中間点を点bとし（以下同じ。）、点ハニを結ぶ線の中間点を点cとし（以下同じ。）、点b cを結ぶ線上点cから点bの方向へ30メートルのところを点dとし（以下同じ。）、60メートルのところを点eとし（以下同じ。）、170メートルのところを点fとし（以下同じ。）、点ロハを結ぶ線上点ハから点ロの方向へ30メートルのところを点gとし（以下同じ。）、60メートルのところを点hとし（以下同じ。）、点g dを結ぶ線上点gから点dの方向へ30メートルのところを点iとし（以下同じ。）、点h eを結ぶ線上点hから点eの方向へ30メートルのところを点jとし（以下同じ。）、イa、a f、f e、e j、j i、i d、d c、c ハ、ハロ、ロイの10直線に囲まれた区域

ふぐ
第887加入区

区第902号漁業権の漁場の区域のうち、aニ、ニc、c d、d i、i j、j e、e f、f aの8直線に囲まれた区域

略

ふぐ
第885加入区

区第902号漁業権の漁場の区域

略